

## 背景

市地球温暖化対策実行計画 事務事業編（以下、実行計画事務事業編）【計画期間 R 3 年度～R 1 2 年度】については、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関して策定した計画である。

## ① 公用車の電動自動車導入方針について

### 1. 経緯

実行計画事務事業編における取組の「公用車による負荷の軽減」において、『公用車の更新時に環境負荷の少ない電動車の導入促進やエコドライブの推進に努めていきます。』とあり、なかでも電動車の導入については、『代替可能な電動車が無い場合や災害対応等の事情も考慮の上、電動車を導入』することとしており、導入台数の目標値は100%としている。

電動車とは

電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド車（PHEV）、  
ハイブリッド車（HV）、燃料電池車（FCV）

をさす。

### 2. ポイント

#### 1 計画的な電動車の導入

一斉に電動車導入を行うとリース契約の途中解約にともなう違約金が発生するなど課題があるため、各車両のリース更新時に電動車導入を行う。

#### 2 電動車を導入せず現状のまま利用する車両

現在の利用状況から判断し、電動車で代替できる車両が無い場合については、当面の間は現状利用とする。（次期更新時に電動車が導入できないか再検討を行う）。

#### 3 利用頻度の低い公用車の廃止

極端に利用頻度の低い公用車については減車を行う。

## ②公共施設への太陽光発電設備導入方針について

### 1. 経緯

実行計画事務事業編の取組の「再生可能エネルギー等の利活用」において、『既存施設も含め、設置可能な市の建築物および土地の太陽光発電設備の導入。』とあり、導入建築物数の目標は50%以上としている。

### 2. ポイント

#### 1 導入方針

2030年度までに導入目標を達成するために、対象となる施設を精査した。また、優先すべき施設の考え方について整理した。

## ③自己託送によるごみ発電の余剰電力の公共施設での活用について

### 1. 経緯

実行計画事務事業編の取組の「再生可能エネルギー等の利活用」において、『ごみ発電の余剰電力を施設で活用（自己託送等）』するとしている。

### 2. ポイント

#### 1 自己託送による浄水場への送電事業の開始

C02フリー電力とみなせるごみ発電電力を公共施設へ供給することにより、C02排出削減を図る。具体的なスキームについては、手法として「自己託送」を選択し、安定した電力需要がある浄水場へR7年度より送電することから利活用を開始することを検討している。